

## 日 常 清 掃 作 業 要 領

### 1. 基本事項

- (1) 清掃個所及び清掃内容の漏れが無いように、チェックリストを使用するといった対応を行うこと。
- (2) 各室入室時にはノックを行うこと
- (3) 患者様より清掃不要との申し出があった場合、当該部署の責任者に報告を行い、当該病室の清掃について随時情報共有及び調整を行うこと。
- (4) 以下の内容は基本事項であるため、発注者の承認があれば清掃内容の変更を認めるものとする。また、発注者から清掃内容の変更依頼があった場合も受託者は誠実に対応するものとする。

### 2. ゴミの取り除きとゴミ箱の清掃

- ① ゴミ箱の中にあるゴミをビニール袋のまま取り除き、ゴミ箱のビニール袋をその都度交換する。
- ② 取り除いたゴミ袋は各部署のゴミの一時保管場所に集積するか、そのまま回収・運搬を行うこと。
- ③ 一時保管場所にゴミを放置しないこと。
- ④ ゴミ箱が汚れている場合は、隨時洗浄し、発注者の指定する除菌洗剤（以下「除菌洗剤」という。）で拭きあげること。
- ⑤ 手でゴミを押さないこと
- ⑥ サニタリーボックスについても同様とする。

### 3. ゴミの回収・運搬

- ① 一時保管所からゴミを回収した後、運搬用ダストカートにてカートのふたを閉めた状態で地下2階ゴミ集積場まで運搬すること。
- ② 一般ゴミ、廃プラスチック類・ガラス等の産業廃棄物、新聞紙・古紙・ダンボールの再生資源等に区分し、所定の場所に置くこと。
- ③ 回収回数は、清掃業務仕様書及び別紙Bの「清掃作業基準表」のとおりとするが、現場の状況により必要に応じて適時増やすこと。
- ④ 感染性廃棄物は、各部署の所定の場所に、使用済の専用容器が置かれているので、ゴミの回収と同様に回収すること。回収頻度は以下の通りとする。発注者から臨時の回収依頼があった場合、受託者は速やかに回収を行うこと。
- ⑤ 解体されていない段ボールがゴミとして出されていた場合は、解体すること。

#### **【病棟エリア及び ICU】**

毎日（休日を含む）5回とし、①7時00分～8時30分、②10時00分～11時30分、  
③13時00分～15時、④16時30分～18時00分、⑤19時30分～21時の間に実施するものとする。

#### **【外来エリア】**

8時までに清掃を完了させること。発注者の承認により外来診療終了後に清掃を行うことも可能とする。

#### **【病棟・外来エリア以外】**

毎日1回（休日を除く）とし、7時00分～8時30分の間に実施するものとする。

#### **【手術室】**

毎日4回（休日を除く）とし、①7時00分～8時30分、②13時00分～14時30分、  
③16時30分～18時00分、④19時30分～21時の間に実施するものとする。

#### **【内視鏡室】**

休日を除く毎日4回とし、①7時～8時、②10時～11時30分、③13時00分～15時、④16時30分～17時30分の間に実施するものとする。

#### **【5階 医局】**

毎日1回（休日を含む）とし、各席に設置されているゴミ回収を行うこと。

#### **【5階 事務局エリア】**

毎日1回（休日を除く）とし、各席に設置されているゴミ回収を行うこと。

- ⑥ 容器が完全に密封されていることを確認した後、感染性廃棄物の取り扱いについて充分研修を受けた者が回収し、地下2階の保管場所まで運搬する。この時、保管場所は常時施錠しているので、収納後は必ず施錠し退出すること。
- ⑦ 保管場所の鍵は1本のみ受託者に貸与するものとする。
- ⑧ 不用備品や粗大ゴミは、その取り扱いについて発注者の業務担当者に相談しその指示に従うこと。
- ⑨ ゴミ箱付近に放置されているもので、不用品か有用品か定かでないものは絶対に収集しないこと。
- ⑩ 回収に使用したカートは定期的に洗浄を行うこと。
- ⑪ 部署から感染性廃棄物のホルダーの払出、引上げの依頼があった場合は、設置場所の変更の対応を行うこと。（ホルダーは地下2階にて保管している。）
- ⑫ 感染性廃棄物回収ボックスは、各フロアの所定位置に在庫補充を行うこと。部署に不足が生じないように対応すること。

#### **4. 床面の清掃**

仕様書8(3), (4)を参考にオフロケーション方式で床清掃を実施すること。

- ① 感染対策及び美観維持の観点から除塵を主目的とする。
- ② 各床材の特性を理解し、感染対策及び美観維持の観点から適切な方法・道具を使用し清掃を行うこと。（例：自動洗浄機の積極的な活用）

- ③ ゴミや埃が舞い上がらないよう、注意しながら清潔な色分けを行ったダスタークロス（HEPA フィルター付真空掃除機）で隅々まで徹底した除塵を行うこと。
- ④ 除塵後、血液等のシミ、食べ残しといった汚染箇所を中心に除菌洗剤の溶液に浸した色分けを行ったモップで拭き掃除を行うこと。なお、モップの取り扱いについては別添の「清掃時のモップ、手袋の取り扱いについて」のとおりとすること。
- ⑤ ④で落ちない汚れがあるときはポリッシャーや自動洗浄機（静音型）を使用すること。
- ⑥ 移動可能なものは、できる限り移動させ、部屋の隅やベッドの下に塵芥が残らないように注意して実施すること。また、患者様の荷物や私物などは、無断で移動させたりしないこと。
- ⑦ 廊下等の作業面積が広い箇所は静音型の自動洗浄機を活用し清掃すること。
- ⑧ 玄関、待合、廊下、エレベーターホール、エントランス等の人通りが多いところは、特に清潔と美観に注意すること。
- ⑨ 汚染が見つかった場合は該当箇所の壁面の清掃もおこなうこと。
- ⑩ カーペットのシミ抜きも行うこと（カーペットの交換は本業務に含まない）
- ⑪ 病室窓の外側バルコニーについては、清掃対象外とする。

## 5. 什器・備品等の清掃

次に掲げる項目について、発注者の指定する除菌洗剤の溶液を噴霧した使い捨てクロスで拭き清掃を行なうこと。枕元の蛍光灯や読書灯、枕側のベッドの下等は患者様がおられる場合、十分に注意すること。

- ① 手すり、ドアノブ、病室の什器、読書灯の傘、ベッド柵、電気スイッチといった不特定多数の人間が触れる箇所は毎日1回除菌洗剤を用いて念入りに清拭を行う。
- ② 使用したクロスは1部屋毎に交換すること。
- ③ ブラインドやロールカーテンは、塵埃が付着していないかを日常的に点検するとともに、塵埃が認められたときは、隨時拭き上げ清掃を実施すること。
- ② 患者様が利用するテーブル、イス、テレビ等は毎日1回拭き掃除を行う。
- ③ 各検査室等の患者用ロッカー（内側を含む。）は毎日1回以上拭き清掃を行なう。
- ④ 職員用ロッカーについては内側の清掃は行わない。
- ⑤ 放射線機器、検査機器等を設置している室については、衝撃、塵埃、湿気等を特に注意して作業を行なうこと。
- ⑥ ナースステーションや執務室の机、書棚、薬品保管庫等の発注者の所有物が常に置かれている什器・備品の清掃については対象外とする。
- ⑦ 正面玄関においては、看板、立て札の清掃を行うこと。
- ⑧ 外来においては、通路に設置されたゴミ箱、公衆電話、消火栓、トイレ内のサニタリーBOX、がん情報コーナーのテーブルを清掃すること。
- ⑨ 病棟においては、各病室の患者名表示板、食道デイルームのテーブル、消火栓、公衆電話、サニタリーBOX、センターカンファレンスのテーブルを清掃すること。
- ⑩ 必要に応じて窓の水拭きを行うこと。
- ⑪ 上記の什器・備品等の面積は、いずれも部屋の面積の5%以内である。

## 6. 高所の除塵

ドアの上部・桟・壁面の上部、カーテンレール、吸排気口などの除塵を高所除塵に適した用具を使用し毎月1回実施する。付近の清潔物を汚染しないよう作業を行うこと。

## 7. トイレ（汚物処理室）の清掃

- ① 衛生陶器（便器・汚物槽）、ウォシュレットは、1日1回以上、除菌洗剤の溶液によるブラシ等により内側・外側の全面清掃を行う。特に汚れがひどい場合は、トイレ用洗剤を使用し入念に汚れを落とすこと。
- ② 床清掃は、ダスタークロスで除塵後、発注者の指定する除菌洗剤の溶液に浸したトイレ専用のモップを使用しオフロケーション方式による掃除を行う。なお、モップの取り扱いについては、別添の「清掃時のモップ、手袋の取り扱いについて」のとおりとすること。
- ③ クロスは便器毎に交換すること。
- ④ 洗面台は除菌洗剤の溶液による拭き掃除を行う。
- ⑤ 鏡は、除菌洗剤の溶液を噴霧したペーパータオル等による水拭き掃除を行い、汚れがひどいところは石鹼水等により拭きあげる。
- ⑥ トイレ内のゴミ箱、汚物入れ等については、適時回収・処理する。
- ⑦ 巡回清掃の際は、必ずトイレを点検し、①～⑥までについて不備があった場合は、手直し、清掃の追加を適時行う。
- ⑧ 必要に応じ、尿石取りを行うこと。
- ⑨ 必要に応じ、各所毎に所定の場所に「清掃実施確認票」を掲示し、清掃終了後、実施日時、担当者名を記入すること。

## 8. 浴室（ユニットシャワー）、洗面台、流し台等の清掃

- ① 浴室（ユニットシャワー）の床、洗面台、蛇口（シャワーヘッド）、排水溝等は除菌洗剤を含ませた専用スポンジで拭きあげ掃除を行い、水滴が残らないよう乾拭きを行うこと。なお、病室の洗面台については、洗面台下の収納部の清掃も行うこと。
- ② 脱衣所の床の除塵、ゴミ処理を行うこと。
- ③ 流し台を除菌洗剤の溶液で拭きあげ掃除をするとともに、茶殻等の処理を行う。
- ④ 鏡は、除菌洗剤の溶液を噴霧したペーパータオル等による水拭き掃除を行い、汚れがひどいところは石鹼水等により拭きあげる。
- ⑤ シャワータオルがあるため、カビが生えないよう注意すること。

## 9. 衛生消耗品の補充

トイレットペーパー、手洗い用洗剤等の衛生消耗品は、常時不足の無いよう点検し、不足が生じた場合、または、発注者の業務担当者等から指示があった場合は直ちに補給すること。

## 10. 巡回清掃

- ① 毎日、計画的に巡回点検を行い、汚染（不備）が発見されたときは、手直し、追加等の清掃作業及びゴミの取り除き（ゴミ箱からの回収・運搬含む）を行う。
- ② 巡回清掃は日常清掃と重複しない時間に行うこと。
- ③ 汚損等の発生により臨時の清掃依頼があった場合も巡回清掃の範囲で対応するものとする。
- ④ 屋外に散在する空瓶、空缶、落葉、その他ゴミ等は随時巡回して回収・整理し清潔にすること。正面玄関・エントランスホール・夜間入口前については、特に、清潔を維持すること。
- ⑤ 冬季において、病室などの建物内側の窓が結露で濡れている場合は、適時、ふき取ること。

## 11. トイレの巡回清掃

トイレの衛生状態を良好に維持するため、通常のトイレ清掃に追加するものとして、病棟エリア及び外来エリアのトイレについて、以下の箇所に付着した目立つ汚れ・水分の拭き取り、除塵、ゴミ回収、毛髪の除去を実施すること。

- ①汚染箇所において、7. トイレ（汚物処理室）に定める清掃
- ②床面（特に便器・手洗い台付近は入念に）
- ③便器（内部・天板・側面等を含む全体）
- ④便器付近の手すり・壁面
- ⑤手洗い台及びその周辺の手すり・壁面（鏡面を含む）
- ⑥ゴミ箱周辺
- ⑦ その他（感染対策もしくは美観維持上、清掃が必要と判断される箇所）

### （1）感染症対策用病室の清掃

#### 清掃時の注意事項

- ① 病室清掃前に感染対策用として使用されている病室かどうか、各病棟へ確認を行うこと。
- ② 感染対策用として使用している病室がある場合、その部屋の清掃は最後に行うこと。
- ③ 使用する用具は専用のものとすること。
- ④ ゴミは、感染性廃棄物専用容器に入れて捨てること。
- ⑤ 上拭き雑巾は、使い捨ての物（除菌洗剤を噴霧したペーパータオル等）を使用すること。
- ⑥ 不明な点があれば当該病棟担当者に相談を行うこと。
- ⑦ 別途病棟担当者から感染対策の指示があればそれに従うこと。

### （2）清掃の実施方法

- ① 病室入室時には、速乾性すり込み式手指消毒剤で手指を摩擦消毒し、必ず備え付けのマスク、ガウン、ディスポ手袋等を着けること。
- ② 床は、除菌洗剤の溶液を含ませた使い捨てのダスタークロスを用いて拭く。

- ③ 使用後のモップの取り扱いについては発注者の指示に従うこと。
- ④ 洗面台、水道の蛇口等は、除菌洗剤を噴霧した紙ペーパータオル等で拭きあげ、使用したペーパータオル等は感染性廃棄物用ダンボール箱に捨てること。
- ⑤ 退出時には、マスク、ガウン、ディスポ手袋等は、感染性廃棄物用ダンボール箱に捨ててから、速乾性すり込み式手指消毒剤で手指を摩擦消毒すること。
- ⑥ 前室に感染性廃棄物ボックスがあれば回収を行うこと。

### 13. カーテン交換

休日（土・日・祝日）において、病棟から依頼があった場合は、病室のカーテン交換を行うこと。（月4回程度を想定）

#### 手順

- ① 地下2階のカーテン保管室に洗濯済みのカーテンがあり、取りに行く。
  - ② 病室のカーテンを交換する。
  - ③ 汚れたカーテンは、ビニール袋に入れ袋には使用済みであることを明記して、地下2階のカーテン保管室に置くこと。
- ※カーテンの洗濯については、別の業者にて対応する。

### 14. 部門別注意事項

#### (1) 特別病室(13階なでしこ病棟・9階)

- ① 9階特別病棟は13時～15時の間に清掃を行うこと。（処置室等のゴミ回収時間は一般病棟と同様）13階は一般病棟の清掃時間に準ずるものとする。
- ② 上記時間以外にも緊急清掃（退院清掃）の申し出があった場合、速やかに日常清掃と同内容の清掃を行うこと。
- ③ 担当する従事者にホスピタリティや接遇に関する研修を実施すること。
- ④ 絨毯や木目調のドア等があり他の病室のデザインが違うため、使用する清掃用具に注意すること。
  - ① HCU  
13時～15時の間に清掃を行うこと。（処置室等のゴミ回収時間は一般病棟と同様）
  - ② ベッドの出入りが多い部署なので注意すること。

#### (2) 人間ドック（9階なでしこ病棟）

- ① 13時～15時の間に清掃を行うこと。
- ② 部屋の特室上、清掃時間が変動するが、受託者は対応を行うこと。
- ③ 部署と調整し週に2回を目安に、退院後清掃を行うこと

#### (3) がん対策センター（6階）

- ① 15時～17時に清掃を行うこと。
- ② 立ち入り前には必ず事前連絡を行うこと

#### (4) 研究所・次世代がん医療開発センター（地下1階及び地下2階）

- ① 清掃個所以外には立ち入らないこと。実験内容によっては清掃不可になる場合があるため、綿密に部署責任者と事前に打ち合わせを行うこと。

② 清掃個所以外のゴミは研究所職員が直接廃棄物置き場に持ち込むので整理を行うこと

(5) エレベーター

① 利用者の少ない夜間等の時間に清掃を行うこと

② ボタンは湿式清掃を行うこと

③ ステンレス製なので専用のクリーナーを用いて壁等の清掃を行うこと

④ 鏡の清掃を行うこと

(6) エスカレーター（地下1階～3階、連絡通路）

① 手すりは1日2回以上清拭を行うこと

② 床部分は1日1回以上掃除機で清掃を行うこと

③ 壁部分は、週に1回以上除塵した後、水ぶきを行うこと。

④ 夜間のエスカレーター停止時に清掃を行うこと。ただし、連絡通路のエスカレーターはこの限りではない。

(7) 自動ドア

正面玄関、各病棟入り口等の自動ドアは月に1回ガラス面の清拭を行うこと。

(8) 地下2階サービスヤード

悪臭が生じないよう床洗浄機等を使用し床洗浄を行うこと。

(9) 立体駐車場

清掃業務の対象外とするが、トイレットペーパー等の補充は行うこと。

(10) 階段

① ホコリが溜まりやすいので、床は掃除機等を使用し除塵を行うこと。

② 手すりも併せて清掃すること。

## 清掃時のモップ、手袋の取り扱いについて

### ○ 病室の清掃

#### 【清掃の作業手順】

- 処置等が行われていない限り、個室から清掃を始め、総室へと移る。
- 清掃の順は、高所の除塵、洗面台、ドアノブ等の什器・備品の拭き掃除、床の除塵（除塵する際は、物品を移動させ、部屋の隅やベッドの下に塵芥が残らないように注意すること）を行い、トイレがある個室の場合は、最後にトイレ清掃を実施する。

#### 【モップ】

- 床面の拭き掃除のモップは、1枚/1個室=約20m<sup>2</sup>で交換する。汚染が目立つ場合は交換頻度をあげること。
- 個室トイレの床面は、トイレ専用のモップを使用する。（便器周りは専用ブラシを使用）
- 具体的な使用方法は以下のとおり
  - (ア) 部屋が代わるごとに、床面をルビスタに浸けた清潔なモップで拭き上げる。仕上げ拭きは行わない。（ルビスタは、除菌効果があるので再度の拭き上げは必要としない。）
  - (イ) 床掃除用ルビスタは、汚染したらその都度新しいものに取り換える。
  - (ウ) トイレ専用モップは、使用毎に水洗いし、絞った後、ルビスタに浸けて再度使用する。
  - (エ) 使用したモップ類は、細菌繁殖が行わないよう十分な洗濯・消毒・乾燥を行うこと。  
(例：ディスポ製品を使用、受託者負担で院外洗濯を行う、次亜塩素酸ナトリウムを使用)

#### 【注意事項】

- ・発注者の設備では80°C以上で10分間の温水で洗濯することは実施できない。そのため、院内洗濯では次亜塩素酸ナトリウム等の使用が必要になる。
- ・洗濯乾燥用スペースはないため、院内洗濯の場合は室内（例：用具倉庫）で乾燥を行うことになる。この場合、感染対策の観点から受託者は十分な乾燥ができるよう対応を行うこと。
- ・発注者の設備では洗濯機は4台までしか置けない。本業務はオフロケーション方式で多量にモップを使用するため、受託者は洗濯機や乾燥スペースが十分に確保できるか検討を行い、適切なモップや洗濯方法の検討を行った上で業務を履行すること。
- (オ) 感染症隔離病室の床掃除の場合は、ルビスタを含ませた使い捨てのダスタークロス（ドライモップ）を使用し、使用後は感染性廃棄物として処理する。

#### ● 床清掃における留意点

- (ア) 不注意に清拭すると拭き取った汚染を広げることになるので、室内清掃は、一方向へ拭き切りにしていくS字ストローク（一方向拭き）による清掃を行う。
- (イ) 拭く順序は風上より風下側へ、また、部屋の奥から出入口の方向へ拭いていく。
- (ウ) ルビスタに浸けたモップは軽く絞って清拭する。あまり強く絞ると空拭き状態になり、拭きムラが生じるだけではなく、すぐ乾燥して除菌効果が十分に現れない。

#### 【手袋】

- プラスチック手袋（ポリエチレン製型押エンボス手袋でも可）を着けて、ルビスタを噴

霧したペーパータオル等で、洗面台、ドアノブ等の什器・備品の拭き掃除を行う。なお、プラスチック手袋は、原則1室毎に各1用いて使用し、使用後は廃棄する。

- 個室トイレの清掃は、ディスポ手袋を使用し、室が代わる毎に洗浄、ルビスタを噴霧し使用する。使用後のモップは、毎日洗剤で洗い、湯洗いした後、乾燥させる。
- 感染症患者の部屋掃除の場合は、洗面台、ドアノブ等の什器・備品の拭き掃除を行った後、使用したプラスチック手袋やエプロンは感染性廃棄物用ダンボール箱に捨てる。

## ○ 病室以外の清掃

### [モップ]

- 病棟の廊下及び病室以外の部屋（看護師詰所他）、外来部門の診察室等の床面は、ルビスタに浸けた専用モップを使用し床拭き掃除を行う。
- オフロケーション方式を用いる箇所は1枚/1個室=約20m<sup>2</sup>を目安に交換する。
- 血液・体液で汚れている場合は、ルビスタを使用する。
- 主に管理部門の廊下、部屋等については、水拭き又は通常の洗浄用洗剤液で拭き清掃を行っても可とする。
- 共同トイレ（外来等を含む）については、床面は専用モップを使用し、ルビスタで拭き清掃を行う。
- モップの洗濯は病室の清掃に準ずる。

### [手袋]

- 手袋は、ゴム手袋を使用し、廊下及び病室以外の室用と、外来部門の診察室及び廊下・待合用、共同トイレ用、詰所トイレ用、浴室用と、分けて使用し、使用後は毎日洗剤で洗って乾燥させる。

## ■ 除菌洗浄剤 ルビスタ

製品安全データシート「環境除菌・洗浄剤 ルビスタ®パウダー5g」に記載されている事項に従って安全に使用すること。